

## 河川整備基本方針

- 内容  
基本方針  
基本高水, 計画高水流量等

河川整備基本方針  
の案の作成



意見

河川審議会  
(一級河川)  
都道府県河川審議会  
(二級河川)  
※都道府県河川  
審議会がある場合

河川整備基本方針  
の決定・公表

- ・七北田川水系: 策定済
- ・砂押川水系: 国と協議中
- ・高城川水系: 策定済
- ・北上川水系: 策定済(国策定)

第1回河川整備学識者懇談会  
(平成28年10月25日)

- 各圏域の現状と課題
- 各圏域の目標に関する事項  
(治水, 利水, 環境, 維持管理)

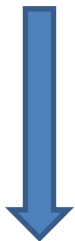
第2回河川整備学識者懇談会  
(平成28年12月19日)

- 各圏域の河川の整備の実施に関する事項  
(河川整備事業メニュー)
- 各圏域河川整備計画(素案)

## 河川整備計画

- 内容  
河川整備の目標  
河川工事, 河川の維持の内容

河川整備計画の  
原案の作成



意見

学識経験者

意見

公聴会の開催などによる  
住民意見の反映  
(H29.1.12~18)

河川整備計画の  
案の決定

意見

○地方公共団体の長

河川整備計画の  
決定・公表

**今回**

**第3回河川整備学識者懇談会  
(平成29年2月13日)**

- 住民意見などの計画への反映  
状況
- 各圏域河川整備計画(素案)

○関係機関との連絡調整・協議

- ・環境担当部局
- ・水道担当部局
- ・関係地方経済産業省
- ・農林水産担当部局
- ・文化財保護担当部局

## 河川工事, 河川の維持

計画に位置付ける河川工事などの必要性及び治水や環境上の課題  
などが客観的に明らかになり, 地域住民などの理解につながる。

河川整備計画の案の作成段階において、第三者的な立場から、計画の内容について、専門的見地から評価し、必要に応じて意見提出を行うこと。

「河川整備学識者懇談会」は、下記事項について検討を行い、圏域及び水系毎の河川整備計画について、意見提出及び評価を行う。

具体的には、委員の専門とする専門分野での知見をもとに、当該河川の具体的な整備内容などを定める河川整備計画について、専門的見地から評価し、必要に応じて検討内容の追加・修正を行うことである。

- 河川整備計画の目標に関する事項
  - ・ 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関すること
  - ・ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関すること
  - ・ 河川環境の整備と保全に関すること
- 河川の整備の実施に関する事項